

## 平成23年度 北海道包括外部監査の結果概要について

### 監査の概要

#### 1. 包括外部監査人

岩本 敏美（税理士）

#### 2. 選定した監査のテーマ

財政的援助団体等に関する事務の執行について

#### 3. テーマの選定理由

道の財政危機が長期化する中、改めて、財政的援助団体等に対する支出の意義や事業の実施効果を点検する必要があるため。

#### 4. 監査期間

平成23年10月17日から平成24年2月29日まで

#### 5. 監査対象機関

##### (1) 道

総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部及び水産林務部

(2)に掲げる団体等のほか、(財)自治体国際化協会、(財)地域創造及び(財)電源地域振興センターに関する事務の執行も監査対象とする。

##### (2) 財政的援助団体等

(財)北海道高等学校奨学会、(財)アイヌ文化振興・研究推進機構

(財)北海道環境財団、(財)北海道地域活動振興協会、(財)北海道青少年育成協会

(財)北海道地域医療振興財団、(財)北海道生活衛生営業指導センター

(財)北海道障害者スポーツ振興協会、(財)北海道中小企業総合支援センター

(社)北海道青果物価格安定基金協会、(社)北海道酪農検定検査協会

(社)北海道栽培漁業振興公社

注)北海道中小企業総合支援センターは平成23年11月1日から公益財団法人へ移行

#### 6. 主な監査の着眼点

##### (1) 道

ア 財政的援助等の効果測定が行われ、結果を踏まえた改善検討がなされているか。

イ 事業の実施に当たり、実地調査が適正に行われているか。

##### (2) 財政的援助団体等

ア 団体の運営が法令等を遵守し適正に行われているか。

イ 事業が適正かつ効率的、効果的、合理的に行われているか。

#### 7. 実地調査

5(1)に掲げる7部及び、5(2)に掲げる12団体に対し、実地調査を実施した。

## 監査の結果

### 1. 監査の結果

今後、是正若しくは改善を求めるもの、又は検討の必要があるものについて、次の区分により対応を求めた。(全91件)

【指摘】早急に是正または改善を求めるもの(39件)

【意見】適法性、有効性、効率性、経済性の観点から検討の必要がある事項について、監査の結果に添えて提出するもの(52件)

なお、直ちに改善を求めるものではないが、将来的な課題として、今後において検討されることを期待するものについて、別に【所感】として記載した(5件)。

### 2. 指摘等の具体的内容

別紙のとおり。

### 3. 主な指摘等の概要

#### (1) 道

主な指摘等の概要	指摘等番号
ア 補助事業の事業実績書等における「実施効果欄」に具体的効果を記載するよう指導するとともに、効果測定を実施すること。	1.12.21.27.34.41.49.55 61.73.80.90
イ 補助金の算定にあたって、団体における適正な経費配分(事業費と経常的経費など)を指導すること。	2.36.43.51.56
ウ 補助事業の実施にあたっては、内部留保率を考慮し、道と団体との適正な負担割合を検討すること。	29.44.92
エ 札幌市が類似施設を有するものにあっては、効率的な運営について、札幌市と協議すること。	23.31
オ 「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」の基準を超えた給与の支払等があったことから、団体に対し、要綱の遵守について協力を求めること。	74.82

#### (2) 財政的援助団体等

主な指摘等の概要	指摘等番号
ア 団体における報償費等の支出にあたって、規程の根拠がないか、規程に抵触する可能性があるものがあったので、是正又は規程の整備等を検討すること。	5.19.52.77.87
イ 理事会や評議員会の出席率が低く、質疑もほとんどない団体について、構成や開催方法等を検討すること。	26.40.47.54.60
ウ 貸倒引当金の適正な計上について検討すること。	8.10.24.64.65.69
エ 適正な債権回収(規定どおりの違約金徴収、貸付先の財務状況把握等)に努めること。	6.7.20.67.68